

## 傷害補償共済Ⅱ普通共済約款 新旧対照表

新（変更後）	旧（現 行）
<p><b>傷害補償共済Ⅱ普通共済約款</b></p> <p><b>【 抜 粋 】</b></p> <p style="text-align: right;">神奈川県福祉共済協同組合 平成 19 年 9 月 28 日 制定 <u>平成 25 年 7 月 17 日 改定</u></p> <p style="text-align: center;">＜第 1 章から第 5 章まで変更なし（略）＞</p> <p><b>第 6 章 一般条項</b></p> <p style="text-align: center;">＜第 21 条から第 27 条まで変更なし（略）＞</p> <p><b>第 28 条（重大事由による共済契約の解除）</b> 本組合は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を解除することができます。</p> <p>① 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、本組合に本共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合</p> <p>② 共済金受取人が、本共済契約に基づく共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合</p> <p>③ 前 2 号に掲げるものの他、本組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、本共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合</p> <p><b>④ <u>共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかの事実</u>に該当する場合</b></p> <p style="margin-left: 20px;"><b><u>ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる場合</u></b></p> <p style="margin-left: 20px;"><b><u>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合</u></b></p> <p style="margin-left: 20px;"><b><u>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合</u></b></p> <p style="margin-left: 20px;"><b><u>エ. 共済契約者または共済金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合</u></b></p> <p style="margin-left: 20px;"><b><u>オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</u></b></p> <p>2. 共済金の支払事由が生じた後でも、本組合は、前項の規定により、共済契約を解除することができます。この場合、同項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで生じた支払事由に対しては、本組合は、共済金（<u>前項第④号のみに該当する場合で、前項第④号アからオまでに該当した者が共済金受取人のみであり、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人であるときは、共済金のうち、その共済金受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下本項において同じとします。</u>）を支払いません。既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求します。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、変更なし（略）＞</p>	<p><b>傷害補償共済Ⅱ普通共済約款</b></p> <p><b>【 抜 粋 】</b></p> <p style="text-align: right;">神奈川県福祉共済協同組合 平成 19 年 9 月 28 日 制定 <u>平成 21 年 12 月 18 日 改定</u></p> <p style="text-align: center;">＜第 1 章から第 5 章まで変更なし（略）＞</p> <p><b>第 6 章 一般条項</b></p> <p style="text-align: center;">＜第 21 条から第 27 条まで変更なし（略）＞</p> <p><b>第 28 条（重大事由による共済契約の解除）</b> 本組合は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を解除することができます。</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>2. 共済金の支払事由が生じた後でも、本組合は、前項の規定により、共済契約を解除することができます。この場合、同項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで生じた支払事由に対しては、本組合は、共済金を支払いません。既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求します。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、変更なし（略）＞</p>

※ 変更箇所を下線（    ）を付しております。